

# 令和8年第1回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和8年2月20日（金）

午後1時30分～

場 所 本庄市役所503会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 委員及び事務局職員自己紹介

5. 会長、副会長の選出について

6. 議 事

審議事項（1）本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（2）令和7年度国民健康保険特別会計3月補正予算について

（3）令和8年度国民健康保険特別会計予算について

報告事項（1）本庄市国民健康保険第3期データヘルス計画の策定について

7. そ の 他

8. 閉 会

本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本庄市国民健康保険税条例（平成18年本庄市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.9」を「100分の7.26」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「19,500円」を「43,054円」に改める。

第5条の2を削る。

第6条中「100分の2.9」を「100分の2.83」に改める。

第7条中「9,900円」を「16,372円」に改める。

第8条中「100分の2.7」を「100分の2.33」に改める。

第9条中「12,400円」を「16,534円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）  
第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、1,772円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について、143円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「のいずれか」を削り、「ア及びイ」を「当該各号ア」に、「ウ」を「当該各号イ」に、「並びに同条」を「、同条」に、「エ」を「当該各号ウ」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「13,650円」を「30,138円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「6,930円」を「11,461円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「8,680円」を「11,574円」に改め、同号エを同号ウとし、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,241円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 101円

第23条第1項第2号ア中「9,750円」を「21,527円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,950円」を「8,186円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「6,200円」を「8,267円」に改め、同号エを同号ウとし、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 886円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 72円

第23条第1項第3号ア中「3,900円」を「8,611円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,980円」を「3,275円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「2,480円」を「3,307円」に改め、同号エを同号ウ

とし、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 355円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 29円

第23条第2項第1号ア中「2,925円」を「6,458円」に改め、同号イ中「4,875円」を「10,764円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「17,222円」に改め、同号エ中「9,750円」を「21,527円」に改め、同項第2号ア中「ウ」を「イ」に、「1,485円」を「2,456円」に改め、同号イ中「ウ」を「イ」に、「2,475円」を「4,093円」に改め、同号ウ中「ウ」を「イ」に、「3,960円」を「6,549円」に改め、同号エ中「4,950円」を「8,186円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 266円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 443円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 709円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 886円

第23条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額

するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の本庄市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3・4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.9を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3・4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.26を乗じて算定する。

2 略

第4条 削除

び家屋に係る部分の額に100分の20を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、19,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)以外の世帯 16,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 12,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、9,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、43,054円とする。

(削る)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.83を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、16,372円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,400円とする。

第10条～第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.33を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について16,534円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、1,772円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について、143円とする。

第10条～第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者

のうち給与所得を有

する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エ及びオに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有

する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 30,138円

(削る)

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,200円

(イ) 特定世帯 5,600円

(ウ) 特定継続世帯 8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,680円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,461円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,574円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,241円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 101円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,527円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に (削る)

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(イ) 特定世帯 4,000円

(ウ) 特定継続世帯 6,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,950円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,900

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,186円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,267円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 886円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 72円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,611

円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,980円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,480円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次

円

(削る)

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,275円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,307円

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 355円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 29円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,925円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,875円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,750円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,485円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,475円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,950円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 \_\_\_\_\_ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額 \_\_\_\_\_)は、当該所得割額及び被保険者均等割額 \_\_\_\_\_ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額

に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,458円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,764円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 17,222円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 21,527円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,456円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,093円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,549円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,186円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 266円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 443円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 709円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 886円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額

して得た額とする。

(1)～(6) 略

第23条の2～第27条 略

附 則

1～8 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

して得た額とする。

(1)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2～第27条 略

附 則

1～8 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

#### 11 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

#### 11 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対

得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  
(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。  
(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  
(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。  
(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条\_\_\_\_\_及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から

法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20 略

法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

20 略

## 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

## 1 賦課方式及び税率に関する改正

- ・ 賦課方式を 4 方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）から 2 方式（所得割及び均等割）に改め、税率を改定します。（第 4 条～第 9 条）
- ・ 賦課方式及び税率の改定に伴い、国民健康保険税の 7 割・5 割・2 割軽減を受ける場合の額を改めます。（第 23 条）

## 2 子ども・子育て支援納付金に関する改定

- ・ 国民健康保険税課税額について、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を合算する規定を追加します。（第 2 条）
- ・ 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額の税率並びに税額を規定します。（第 9 条の 2～第 9 条の 4）
- ・ 国民健康保険税の課税の特例を受ける場合の規定について、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を追加します。（附則第 9 項、第 10 項、第 12 項～第 19 項）

## 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

■保険税率の比較

現行税率				
現行	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.90%	20.00%	19,500 円	16,000 円
支援分	2.90%		9,900 円	
介護分	2.70%		12,400 円	
合計	12.50%	20.00%	41,800 円	16,000 円



改定後(2方式)の税率				
改定後	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.26%		43,054 円	
支援分	2.83%		16,372 円	
介護分	2.33%		16,534 円	
合計	12.42%		75,960 円	

↓子ども・子育て支援分新設

子ども分	0.29%		1,772 円	
			18歳以上均等割 143 円	
総合計	12.71%		77,875 円	

モデルケース別  
税額試算比較表  
【R8税率改定反映】  
(※100円未満切り捨て)

本市市のR7現行税率				
現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.90%	20.00%	19,500円	16,000円
支援分	2.90%		9,900円	
介護分	2.70%		12,400円	
合計	12.50%	20.00%	41,800円	16,000円
			※合計	57,000円

本市市のR8税率改定後(2方式)				
改定後	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.26%		43,054円	
支援分	2.83%		16,372円	
介護分	2.33%		16,534円	
合計	12.42%		75,960円	

モデルケース① 給与収入で単身世帯

世帯主 年齢:45歳  
年収:300万円(給与)  
資産割:なし  
※課税所得:159万円

現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	109,700円	0円	19,500円	16,000円
支援分	46,100円		9,900円	
介護分	42,900円		12,400円	
合計	198,700円	0円	41,800円	16,000円
年税額	256,500円			

↓子ども・子育て支援分新設

子ども分	0.29%		1,772円 <small>18歳以上均等割</small> 143円	
総合計	12.71%		77,875円	

改定後	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	115,434円		43,054円	
支援分	44,997円		16,372円	
介護分	37,047円		16,534円	
合計	197,478円		75,960円	
年税額	273,300円 (16,800円増:R7との差額)			

↓子ども・子育て支援分新設

子ども分	4,611円		1,772円 <small>18歳以上均等割</small> 143円	
総合計	202,089円		77,875円	
年税額	279,800円 (23,300円増:R7との差額)			

モデルケース② 給与収入で3人世帯

世帯主 年齢:45歳  
年収:430万円(給与)  
配偶者 年齢:42歳  
年収:98万円(給与)  
子 年齢:10歳  
年収:0円  
資産税額:100,000円  
※課税所得:257万円

現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	177,300円	20,000円	58,500円	16,000円
支援分	74,500円		29,700円	
介護分	69,300円		24,800円	
合計	321,100円	20,000円	113,000円	16,000円
年税額	470,100円			

改定後	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	186,582円		129,162円	
支援分	72,731円		49,116円	
介護分	59,881円		33,068円	
合計	319,194円		211,346円	
年税額	530,400円 (60,300円増)			

↓子ども・子育て支援分新設

子ども分	7,453円		3,544円 <small>18歳以上均等割</small> 286円	
総合計	326,647円		215,176円	
年税額	541,700円 (71,600円増:R7との差額)			

モデルケース③ 年金収入で2人世帯 ※5割軽減該当(均等割・平等割)

世帯主 年齢:70歳  
年収:210万円(年金)  
配偶者 年齢:70歳  
年収:80万円(年金)  
資産税額:50,000円  
※課税所得:57万円

現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	39,300円	10,000円	19,500円	8,000円
支援分	16,500円		9,900円	
介護分				
合計	55,800円	10,000円	29,400円	8,000円
年税額	103,200円			

改定後	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	41,382円		43,054円	
支援分	16,131円		16,372円	
介護分				
合計	57,513円		59,426円	
年税額	116,900円 (13,700円増)			

↓子ども・子育て支援分新設

子ども分	1,653円		1,772円 <small>18歳以上均等割</small> 143円	
総合計	59,166円		61,341円	
年税額	120,400円 (17,200円増:R7との差額)			

## 令和7年度国民健康保険特別会計予算総括表(3月補正案)

歳入		(単位:千円)					
項	目	当初予算	9月補正	12月補正	3月補正	予算現額	説明
保険税	現年度分	医療	1,017,194			1,017,194	◆ 国民健康保険税率 区分 医療分 支援分 介護分 均等割 19,500円 9,900円 12,400円 平等割 16,000円 所得割 6.9% 2.9% 2.7% 資産割 20.0%
		支援	359,352			359,352	
		介護	134,688			134,688	
	過年度分	医療	24,968			24,968	
		支援	9,350			9,350	
		介護	4,902			4,902	
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1			1	※1	
	子ども・子育て支援事業補助金	0	13,420		13,420	※2	
	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0			48	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る経費について国が補助するもの	
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,621,680		30,236	5,651,916	市が支払う保険給付費分が交付されるもの
		特別交付金	91,382		18,210	109,592	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの
財産収入		5	409			414	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	197,064		-12,237	184,827	低所得者等の軽減額(7・5・2割)に対して県が3/4を補助するもの
		保険者支援分	134,864			3,815	138,679
	未就学児均等割保険税	2,939			80	3,019	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額を公費補填するもの
	職員給与費等	145,047	626	5,131		150,804	国保事務に従事する職員の給与費等を繰入れするもの
	産前産後保険税	1,463			-538	925	※3
	出産育児一時金等	16,666				16,666	出産育児一時金の2/3の金額を繰入れするもの
	財政安定化支援事業	25,467			129	25,596	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために繰入れするもの
国民健康保険財政調整基金繰入金		194,984			-101,253	93,731	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの
繰越金		1		61,910	88,784	150,695	前年度繰越金
諸収入	延滞金		2,400			2,400	保険税延滞金
	過料		1			1	条例に違反した場合に科せられる罰則金
	雑入	第三者納付金	5,000			5,000	第三者行為求償金
		不当利得返納金	2			2	資格喪失後受診等による医療費の返納金
		保険課雑入	1			1	雑入

歳入総額	7,989,421	14,455	67,041	27,274	8,098,191
------	-----------	--------	--------	--------	-----------

## ◆ 加入状況(令和8年1月1日現在)

区分	一般被保険者(加入割合)	市全体
加入者数	15,370 (20.2%)	76,107人

※1 東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの

※2 子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料(税)と合わせて令和8年度から「子ども・子育て支援金」を徴収する制度の準備等に伴う費用を国が補助するもの

※3 出産被保険者の産前産後一定期間に係る所得割、均等割保険税の相当額について公費補填するもの(負担割合:国1/2、県1/4、市1/4)

歳出		(単位:千円)							
項	目	当初予算	9月補正	12月補正	3月補正	予算現額	説明		
総務費	一般管理費	職員給与費	93,246	106	3,252		96,604	国保事務に従事する職員の給与	
		会計年度任用職員給与費	9,831		1,879		11,710	国保事務に従事する会計年度任用職員の給与	
		一般事務費	8,456	13,940			22,396	国保事業の運営全般に係る経費	
		国保事務電算処理委託事業	16,197				16,197	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金		978				978	国保連合会に納付する保険者負担金	
	賦課事業		10,205				10,205	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等	
	徴収事業		5,389				5,389	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等<収納課>	
	運営協議会事務費		745				745	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金	
	保険給付費	療養給付費		4,838,753				4,838,753	被保険者の医療費のうち保険者負担分
		療養費		47,710			8,586	56,296	被保険者の薬道整備、治療用具等に係る費用のうち、保険者負担分
診療報酬請求明細書審査事務費		11,551				11,551	レセプトの審査支払手数料等		
高額療養費		722,366			21,650	744,016	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの		
高額介護合算療養費		1,200				1,200	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの		
移送費		100				100	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの		
出産育児一時金交付金		25,000				25,000	1児につき50万円を限度として支給するもの		
出産育児一時金支払手数料		11				11	直接支払制度における支払手数料(1件210円)		
葬祭費交付金		6,500				6,500	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの		
傷病手当金		100				100	※4		
国保事業費納付金	医療給付費分		1,404,374				1,404,374		
	後期高齢者支援金分		508,491				508,491	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの	
	介護納付金分		169,928				169,928		
保健事業費	保健事業事務費		2,305				2,305	医療費通知の郵送料(年3回)	
	健康づくりチャレンジポイント事業		3,255				3,255	はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用	
	データヘルス事業		2,495				2,495	データヘルス計画の策定事業及び計画に基づく受診勧奨等の費用	
	予防検診助成事業		13,871				13,871	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料の助成金	
	糖尿病性腎症重症化予防事業		2,553		1,329		3,882	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用	
	特定健康診査等事業費		66,803			-2,962	63,841	特定健診・保健指導に要する費用<健康推進課>	
国民健康保険財政調整基金積立金		5	409			414	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金		
諸支出金	保険税還付金		14,000				14,000	保険税の還付金	
	返還金		3		60,581		60,584	交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等	
予備費		3,000				3,000	緊急的な支出に対応するための費用		

歳出総額	7,989,421	14,455	67,041	27,274	8,098,191
------	-----------	--------	--------	--------	-----------

※4 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金(令和5年5月7日まで。消滅時効2年)

歳入

項目		R8予算(千円)	R7予算(千円)	比較(%)	説明	
保険税	現年度分	医療	1,117,721	1,017,194	109.88	◆ 区分 医療分 支援分 介護分 均等割 平等割 所得割 ※改定予定 資産割 賦課限度額
		支援	431,326	359,352	120.03	
		介護	140,959	134,688	104.66	
	(新)子ども・子育て支援金		43,843	—	—	
	過年度分	医療	17,630	24,968	70.61	
		支援	6,597	9,350	70.56	
介護		3,375	4,902	68.85		
国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	100.00	東日本大震災の被災者である被保険者の保険税と一部負担金の減免を行った場合に、市の負担増額の一部を国が補助するもの	
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,409,668	5,621,680	96.23	市が支払う保険給付費分が交付されるもの
		特別交付金	105,382	91,382	115.32	国・県からの交付金が県からまとめて交付されるもの(国特別調整交付金・県繰入金・保険者努力支援交付金(市町村分)・特定健康診査等負担金)
財	産	収入	250	5	5,000.00	本庄市国民健康保険財政調整基金の利子
繰入金	保険基盤安定	保険税軽減分	184,826	197,064	93.79	低所得者等の軽減額(7割・5割・2割)に対して県が3/4を補助するもの
		保険者支援分	138,678	134,864	102.83	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの
	未就学児均等割保険税	3,018	2,939	102.69	未就学児に係る均等割保険税の5割相当額について公費補填するもの(負担割合:国1/2、県1/4、市1/4)	
	職員給与費等	151,472	145,047	104.43	国保事務に従事する職員の給与等を繰入れするもの	
	産前産後保険税	925	1,463	63.23	出産被保険者の産前産後一定期間に係る所得割、均等割保険税の相当額について公費補填するもの(負担割合:国1/2、県1/4、市1/4)	
	出産育児一時金等	—	16,666	—	出産育児一時金の2/3の金額を繰入れするもの ※R8から廃止	
	財政安定化支援事業	25,596	25,467	100.51	低所得者や高齢者の比率等に応じて保険者支援のために繰入れするもの	
国民健康保険財政調整基金繰入金	94,768	194,984	48.60	資金不足を補う目的で基金から収入として繰入れするもの		
繰越	金	20,000	1	2,000,000.00	前年度繰越金	
諸	収	入	7,402	7,404	99.97	保険税延滞金・過料・第三者行為求償金・不当利得返納金

歳入	総額	7,903,437	7,989,421	98.92
----	----	-----------	-----------	-------

◆ 加入状況(令和8年1月1日現在)

区分	一般
世帯数	10,353世帯
加入者数	15,370人

◆ 年齢別加入者数と住民登録者数との比較(令和8年1月1日現在)

年齢区分	国保加入者数	住民登録者数	加入率	備考
0歳～6歳	315人	3,046人	10.34%	
7歳～15歳	637	5,502	11.58	
16歳～19歳	367	2,746	13.36	
20歳～34歳	1,590	11,025	14.42	
35歳～39歳	610	4,127	14.78	
40歳～64歳	5,275	26,713	19.75	人間ドック助成金対象 特定健診対象 前期高齢者
65歳～69歳	2,641	4,751	55.59	
70歳～74歳	3,935	5,235	75.17	
75歳以上	—	—	—	後期高齢者医療制度加入者
合計	15,370人	63,145人	24.34%	

歳出

項目		R8予算(千円)	R7予算(千円)	比較(%)	説明	
総務費	一般管理費	職員給与費	111,658	93,246	119.75	国保事務に従事する職員の給与
		会計年度任用職員給与費	—	9,831	—	国保事務に従事する会計年度任用職員の給与 ※R8から外部委託
		一般事務費	9,874	8,456	116.77	国保事業の運営全般に係る経費
	国保事務電算処理委託事業	14,286	16,197	88.20	国保事務に関するシステムの利用料及び委託料	
	埼玉県国民健康保険団体連合会負担金	953	978	97.44	国保連合会に納付する保険者負担金	
	賦課事業	8,984	10,205	88.04	保険税賦課に関するシステム手数料、納付書の郵送料等	
徴収事業	4,971	5,389	92.24	保険税徴収に関するシステム手数料、通知の郵送料等<収納課>		
運営協議会事務費	746	745	100.13	運協委員の報酬、費用弁償及び国保協議会の負担金		
保険給付費	療養給付費	4,650,000	4,838,753	96.10	被保険者の医療費のうち保険者負担分	
	療養費	47,710	47,710	100.00	被保険者の柔道整復、治療用装具等に係る費用のうち保険者負担分	
	診療報酬請求明細書審査事務費	11,058	11,551	95.73	レセプトの審査支払手数料等	
	高額療養費	700,000	722,366	96.90	1か月の自己負担限度額を超えた支払に対して償還払を行うもの	
	高額介護合算	800	1,200	66.67	同一世帯において国保・介護保険から給付を受け、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに支給するもの	
	移送	100	100	100.00	医師の指示により緊急に移送した場合に支給するもの	
	出産育児一時金交付金	25,000	25,000	100.00	1児につき50万円を限度として支給するもの	
	出産育児一時金支払手数料	11	11	100.00	直接支払制度における支払手数料(1件210円)	
葬祭費交付金	6,500	6,500	100.00	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に5万円を支給するもの		
国保事業費納付金	傷病手当金	—	100	—	新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務不能となった被保険者等に対する給付金 ※R5.5.7までの限定適用	
	医療分	1,454,946	1,404,374	103.60	国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として県へ納付するもの	
	後期支援分	516,081	508,491	101.49		
介護納付金分	181,537	169,928	106.83			
保健事業費	(新)子ども・子育て支援納付金	52,255	—	—	子ども・子育て支援金のために必要な費用として県へ納付するもの	
	保健事業事務費	3,070	2,305	133.19	医療費通知の郵送料(年3回)	
	健康づくりチャレンジポイント事業	3,357	3,255	103.13	はにぼんチャレンジ(ポイント制度事業)に関する費用	
	データヘルス事業	284	2,495	11.38	データヘルス計画に基づく受診勧奨等の費用	
	予防検診助成事業	13,671	13,871	98.56	被保険者の人間ドック又は併診ドック受検料に対する助成金(上限は、人間ドック2万円、併診ドック3万円)	
	糖尿病性腎症重症化予防事業	4,000	2,553	156.68	糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨等の費用(国保連合会の共同事業に係る負担金)	
特定健康診査等事業費	64,334	66,803	96.30	特定健診・保健指導に要する費用<健康推進課>		
国民健康保険財政調整基金積立金	250	5	5,000.00	本庄市国民健康保険財政調整基金への積立金		
諸	支	出	14,001	14,003	99.99	保険税の還付金、交付金の実績確定に伴う国・県への返還金等
予	備	費	3,000	3,000	100.00	緊急的な支出に対応するための費用

歳出	総額	7,903,437	7,989,421	98.92
----	----	-----------	-----------	-------

## 【参考資料】

### ◆国民健康保険税収納率の推移（12月末現在）

単位：％

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
現年度分	65.41	65.82	66.85	65.66	66.20	65.94
滞納繰越分	25.57	23.39	21.58	22.83	31.85	30.73
現年＋滞繰	59.04	60.10	61.44	60.47	62.53	63.11

### ◆国民健康保険税の年間収納率の推移

単位：％

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
現年度分	94.32	94.97	94.97	95.36	95.60
滞納繰越分	30.49	27.61	25.80	28.90	38.58
現年＋滞繰	84.10	85.84	86.70	87.28	89.49

※埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）より抜粋

## 4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法

### (2) 準統一(令和9年度～)

#### ① 準統一の考え方

- ・ 標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一することとします。
- ・ 各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定することとします。
- ・ 市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行うこととします。

#### ② 保険税の賦課に係る項目の取扱い

- 賦課方式  
県内全ての市町村で所得割・均等割による2方式とします。
- 応能応益割合  
県全体の応能応益割合を $\beta : 1$ （おおむね53 : 47）とします。  
※ 各市町村の応能応益割合は所得水準により異なります。
- 賦課限度額
  - ・ 政令（地方税法施行令）で定める金額で統一することとします。
  - ・ 政令が改正された場合、県内全ての市町村で政令と同日から適用することとします。

### (3) 完全統一(令和12年度～)

- ・ 完全統一は、これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指すこととします。
- ・ 完全統一により、県内の標準保険税率が統一されますが、地方単独事業の減額調整分等や、財政安定化基金の貸付を受けたことに伴う償還分の財源を保険税で賄う場合などは、引き続き市町村ごとの保険税率に差異が生じることとなります。
- ・ 完全統一に当たっては、収納率格差について県全体で算定する（収納率に応じて納付金を増減させる）取扱いとするほか、過年度の保険税収納見込額について、県単位での算定とします。
- ・ また、各市町村において適切な収納対策が行われるよう、完全統一の際には、収納率などに応じたインセンティブを設けることとします。

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

## 1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当 (R6.10～) ②妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤こども誰でも通園制度 (乳児等支援給付) (R8.4～)
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10～)
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

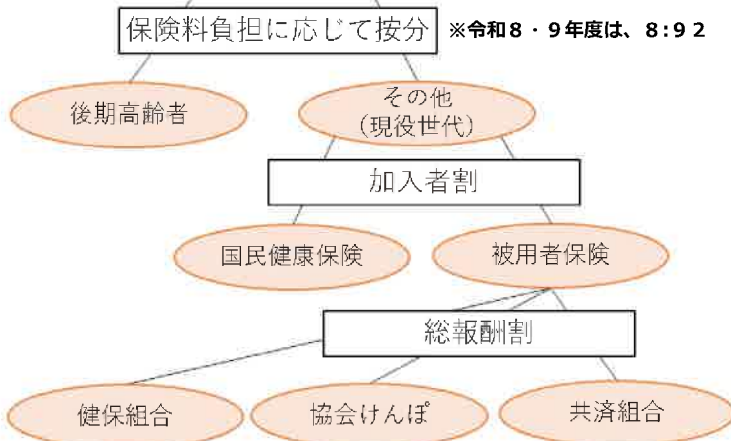
☆こども一人  
当たり平均の  
給付改善額  
(高校生年代まで  
の合計)は  
約146万円

- ※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。
- ※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。
- ※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

## 2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額的全額軽減措置を講ずる。

子ども・子育て支援納付金（総額）



## 3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。
- $$\left[ \text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \right]$$
- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）
  - ※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

## 支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

## 後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】 ※R10見込み。  
R8・9は8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

（現行制度に準じた  
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

## 国保と被用者保険

2,500万人

国保  
【23%】

7,400万人

被用者保険  
【68%】

3,000億円程度

（現行制度に準じた公費投入  
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

## 被用者保険間

3,800万人

協会けんぽ  
【30%】

3,900億円程度

2,700万人

健保組合  
【28%】

3,700億円程度

940万人

共済  
組合等  
【10%】

1,300億円程度

（労使折半）

事業主が0.4兆円程度を拠出

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

# 支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

令和6年度 埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率

1 都道府県標準保険税率

	医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
埼玉県	7.14	42,364	2.85	16,479	2.38	16,890

2 市町村標準保険税率

市町村名	医療分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
川越市	7.10	—	42,123	—	2.87	—	16,573	—	2.38	—	16,835	—
熊谷市	7.29	—	43,262	—	2.79	—	16,110	—	2.34	—	16,569	—
川口市	6.96	—	41,291	—	2.88	—	16,625	—	2.45	—	17,331	—
行田市	7.14	—	42,332	—	2.91	—	16,815	—	2.43	—	17,224	—
秩父市	7.30	—	43,317	—	2.84	—	16,423	—	2.39	—	16,894	—
所沢市	6.96	—	41,310	—	2.81	—	16,235	—	2.41	—	17,047	—
飯能市	6.84	—	40,570	—	2.80	—	16,182	—	2.32	—	16,458	—
加須市	6.77	—	40,188	—	2.85	—	16,456	—	2.32	—	16,402	—
本庄市	7.26	—	43,054	—	2.83	—	16,372	—	2.33	—	16,534	—
東松山市	7.24	—	42,923	—	2.80	—	16,199	—	2.32	—	16,440	—
春日部市	7.42	—	44,046	—	2.88	—	16,642	—	2.43	—	17,199	—
狭山市	7.15	—	42,444	—	2.79	—	16,152	—	2.35	—	16,660	—
羽生市	7.17	—	42,544	—	2.79	—	16,141	—	2.32	—	16,441	—
鴻巣市	6.92	—	41,082	—	2.76	—	15,947	—	2.30	—	16,285	—
深谷市	6.84	—	40,560	—	2.82	—	16,299	—	2.38	—	16,868	—
上尾市	7.25	—	42,989	—	2.85	—	16,470	—	2.37	—	16,796	—
草加市	7.36	—	43,677	—	2.92	—	16,898	—	2.44	—	17,286	—
越谷市	7.45	—	44,183	—	2.76	—	15,960	—	2.33	—	16,506	—
蕨市	7.03	—	41,723	—	2.89	—	16,728	—	2.46	—	17,430	—
戸田市	7.26	—	43,045	—	2.98	—	17,241	—	2.48	—	17,597	—
入間市	6.89	—	40,874	—	2.83	—	16,386	—	2.35	—	16,653	—
朝霞市	7.25	—	42,998	—	2.92	—	16,901	—	2.42	—	17,164	—
志木市	7.84	—	46,500	—	2.88	—	16,657	—	2.41	—	17,097	—
和光市	7.76	—	46,042	—	2.92	—	16,865	—	2.44	—	17,315	—
新座市	7.41	—	43,934	—	2.88	—	16,656	—	2.38	—	16,847	—
桶川市	7.33	—	43,477	—	2.85	—	16,464	—	2.34	—	16,607	—
久喜市	7.17	—	42,522	—	2.87	—	16,564	—	2.34	—	16,588	—
北本市	7.14	—	42,362	—	2.84	—	16,422	—	2.34	—	16,560	—
八潮市	7.20	—	42,729	—	2.85	—	16,475	—	2.36	—	16,713	—
富士見市	7.25	—	43,023	—	2.85	—	16,493	—	2.38	—	16,867	—
ふじみ野市	6.89	—	40,865	—	2.87	—	16,584	—	2.38	—	16,831	—
三郷市	7.60	—	45,107	—	2.94	—	16,977	—	2.44	—	17,311	—
蓮田市	7.39	—	43,816	—	2.87	—	16,603	—	2.40	—	16,994	—
伊奈町	7.23	—	42,871	—	2.83	—	16,377	—	2.37	—	16,804	—
三芳町	7.19	—	42,676	—	2.81	—	16,228	—	2.37	—	16,796	—
坂戸市	7.05	—	41,802	—	2.94	—	17,020	—	2.40	—	16,979	—
毛呂山町	6.75	—	40,030	—	2.85	—	16,485	—	2.38	—	16,863	—
越生町	6.77	—	40,161	—	2.83	—	16,347	—	2.34	—	16,567	—
鎌ヶ島市	7.12	—	42,263	—	2.84	—	16,436	—	2.37	—	16,756	—
日高市	7.16	—	42,459	—	2.80	—	16,179	—	2.31	—	16,380	—
滑川町	6.96	—	41,292	—	2.79	—	16,117	—	2.32	—	16,443	—
嵐山町	7.27	—	43,108	—	2.79	—	16,133	—	1.69	—	11,970	—
小川町	6.94	—	41,190	—	2.73	—	15,803	—	2.27	—	16,098	—
ときがわ町	6.83	—	40,517	—	2.82	—	16,331	—	2.34	—	16,595	—
川島町	7.01	—	41,572	—	2.76	—	15,965	—	2.30	—	16,280	—
吉見町	7.19	—	42,636	—	2.76	—	15,979	—	2.31	—	16,380	—
鳩山町	6.91	—	40,987	—	2.83	—	16,373	—	2.32	—	16,431	—
横瀬町	6.85	—	40,661	—	2.83	—	16,384	—	2.37	—	16,793	—
皆野町	6.94	—	41,199	—	2.87	—	16,577	—	2.38	—	16,879	—
長瀬町	6.85	—	40,641	—	2.82	—	16,276	—	2.34	—	16,583	—
小鹿野町	6.81	—	40,390	—	2.85	—	16,451	—	2.37	—	16,781	—
東秩父村	6.35	—	37,653	—	2.73	—	15,785	—	2.24	—	15,870	—
美里町	6.76	—	40,133	—	2.80	—	16,167	—	2.34	—	16,551	—
神川町	6.41	—	38,046	—	2.81	—	16,221	—	2.39	—	16,907	—
上里町	6.93	—	41,117	—	2.83	—	16,360	—	2.36	—	16,702	—
寄居町	6.56	—	38,947	—	2.75	—	15,894	—	2.29	—	16,226	—
宮代町	7.64	—	45,313	—	2.84	—	16,402	—	2.33	—	16,505	—
白岡市	7.37	—	43,730	—	2.80	—	16,165	—	2.32	—	16,403	—
幸手市	7.46	—	44,257	—	2.83	—	16,347	—	2.40	—	16,975	—
杉戸町	6.85	—	40,649	—	2.82	—	16,313	—	2.37	—	16,776	—
松伏町	7.03	—	41,720	—	2.86	—	16,513	—	2.36	—	16,743	—
吉川市	6.94	—	41,175	—	2.85	—	16,456	—	2.35	—	16,612	—
さいたま市	7.05	—	41,828	—	2.86	—	16,516	—	2.39	—	16,925	—